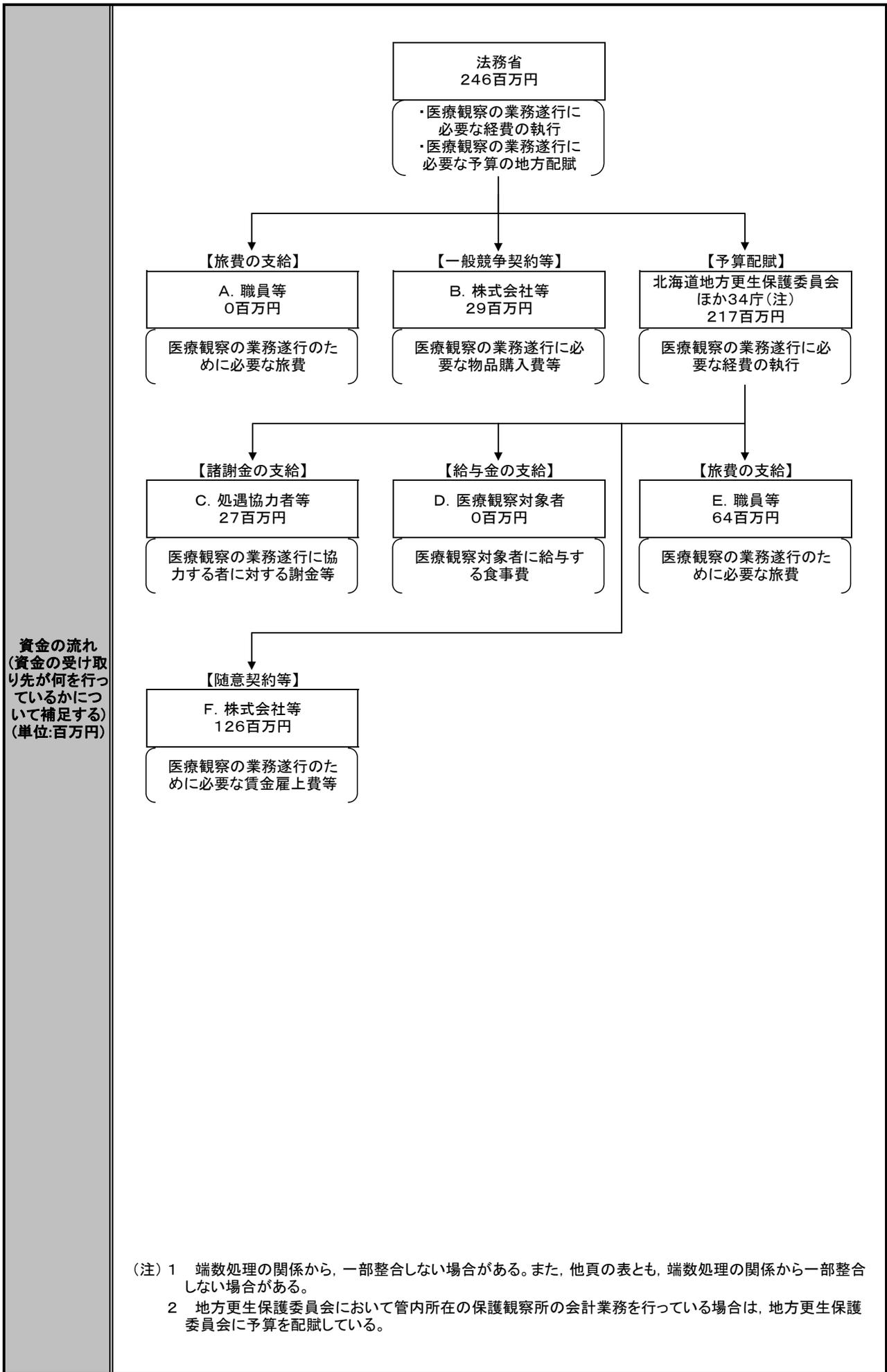


行政事業レビューシート (法務省)

予算事業名	医療観察の実施	事業開始年度	平成17年度	作成責任者		
担当部局庁	保護局	担当課室	総務課	西岡 総一郎		
会計区分	一般会計	上位政策	更生保護活動の適切な実施			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第19条ほか	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行い医療観察の対象となった者の病状の改善及びこれに伴う再他害行為の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、地域社会における処遇等を実施することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	全国50庁の保護観察所に配置された社会復帰調整官(精神保健福祉士等の資格を有する者)により、裁判所における審判段階での生活環境の調査、指定入院医療機関において入院治療中の生活環境の調整、地域社会において通院治療中の精神保健観察の実施、関係機関相互間の連携の確保等を行うもの。 (別添参照)					
実施状況	平成21年の実施状況(開始)は、生活環境の調査315件、生活環境の調整210件、精神保健観察の実施217件等であった(速報値)。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	216	281	282	240	249
	執行額	-	244	246		
	執行率	-	86.8%	87.2%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	本省支出案件については支出先等を直接把握しており、各更生保護官署の支出案件については、各官署において支出先等を把握している。また、各官署の支出実績を各種報告により集約するなどし、本事業に係る経費の把握に努めている。 さらに、日々の業務遂行における各官署との連絡・連携、協議会等における各官署からの実施状況の報告、監査及び各種統計に基づく確認等により本事業の実施状況の把握に取り組んでいる。				
	見直しの余地	本事業については、物品の調達数量等について、更に精査し、見直しを図る。 また、本事業の予算執行に当たっては、本省又は地方更生保護委員会による一括調達を進めるとともに、旅行パックを使用した出張の実施等に努めているところであり、同取組を更に推進することによって、一層の経費縮減を図れるよう努める。				
予算・監視の効率化	一部改善 (物品の調達方法等を見直すなどして、経費の削減を図るべきである。また、旅費業務に関する標準マニュアルを着実に実施し、旅費の縮減を図るべきである。)					
補記						



医療観察制度

医療観察制度は、心神喪失等の状態で殺人や放火など重大な他害行為をした精神障害者の社会復帰の促進を目的として、平成17年7月から施行されました。

保護観察所は、精神医療や精神保健福祉の関係機関と共に、このような精神障害者の社会復帰を支援する地域ケアチームの一員として、この制度による処遇に携わることになりました。

